

砥部町電子入札実施要領

平成 28 年 8 月 30 日

告示第 127 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町が発注する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計の業務並びに役務の提供並びに物品購入（以下「町工事等」という。）に係る競争入札において、電子入札を実施することに関し、砥部町契約規則（平成 17 年砥部町規則第 50 号。以下「規則」という。）、砥部町一般競争入札実施要領（平成 20 年砥部町告示第 17 号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 町工事等の入札業務を執行するためのえひめ電子入札共同システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 4 条第 1 項に規定する認定を受けた者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (4) 電子くじ 電子計算機を用いて演算を行い、落札者又は落札候補者を決定するくじをいう。
- (5) くじ番号 電子くじに使用する任意の 3 桁の数字をいう。
- (6) 紙入札 電子入札システムを使用せずに書面で行う入札をいう。

(対象入札)

第 3 条 電子入札の対象となる入札は、町工事等のうち町長が指定したものとする。

(利用者登録)

第 4 条 電子入札システムを利用しようとする者は、電子入札システム利用者登録申請書（様式第 1 号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、利用を可能と認めるときは、利用者登録番号を利用者登録番号交付通知書（様式第 2 号）により通知し、電子入札システムに利用の許可に係る登録をするものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、電子入札システムに利用に係る登録をしなければならない。

(変更登録等)

第 5 条 前条第 3 項の登録をした者（以下「利用登録者」という。）は、同項の規定により登録した内容について変更が生じたとき、又は新たに IC カードを追加したときは、直ちに電子入札システムにより登録内容の変更又は追加の登録を行い、IC カード（変更・追加）報告書（様式第 3 号）により町長に報告しなければならない。

2 利用登録者は、紛失等により利用者登録番号の再交付を受ける場合は、利用者登録番号再交付申請書（様式第4号）により町長に申請しなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

（入札書の提出）

第6条 電子入札により入札に参加する者（以下「電子入札参加者」という。）は、くじ番号を入力した入札書及び工事費内訳書（工事費内訳書については、必要な場合に限る。）を電子入札システムにより町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された入札書及び工事費内訳書の引換え、変更又は取消しはすることができない。

（紙入札）

第7条 やむを得ない事由で紙入札により電子入札に参加しようとする者は、持参又は郵便（書留又は特定記録郵便に限る。）による方法で、紙入札参加申請書（様式第5号）により別に定める日までに町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、参加を可能と認めるときは、電子入札システムに紙入札の参加に係る登録をするものとする。この場合において、当該登録を受けた者は、登録後の電子入札による入札を行ってはならない。

3 前項の規定による登録を受けた者（以下「紙入札参加者」という。）は、くじ番号を記載した入札書及び町長が別に定める書類を提出する場合は、提出書類報告書（様式第6号）を添付して、砥部町郵便入札実施要領（平成24年砥部町告示第5号）に規定する方法により町長に提出しなければならない。

（入札の辞退）

第8条 電子入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより町長に届け出なければならない。

2 紙入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第7号）により町長に届け出なければならない。

（入札の無効）

第9条 町長は、規則第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) ICカードを不正に使用したとき。

(2) 同一の入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。

(3) 開札までにICカードの失効等があったとき。

(4) 電子くじを使用する入札に紙入札で参加する場合において、入札書に電子くじ番号の記載がないとき。

(5) 工事費内訳書の提出が必要な入札において、工事費内訳書の提出がないとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

（開札）

第10条 町長は、開札を行う場合は、電子入札システムにより行うものとする。この場合において、第7条第3項に規定する入札書の提出があるときは、当該入札書に記載された内容を電子入札システムに入力し、開札を行うものとする。

2 電子入札参加者及び紙入札参加者は、当該開札に立ち会うことができる。
(落札者等の決定)

第11条 前条第1項に規定する場合において、町長は、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札参加者には電子入札システムにより、紙入札参加者には町長が別に定める書類により通知するものとする。

2 落札者又は落札候補者となるべきものが複数あるときは、電子くじによりこれを決定するものとする。
(落札決定の保留)

第12条 町長は、入札参加資格の審査その他の理由により必要があると認める場合は、落札の決定を保留するものとする。
(システム障害等の対応)

第13条 町長は、電子入札システムの障害、停電、通信事業者に起因する通信障害その他のやむを得ない事情により複数の電子入札参加者が電子入札システムによる入札を行うことが困難と判断した場合は、その原因、復旧の見込み等を調査し、入札書の提出に係る締切の日時及び開札に係る予定時間を変更し、若しくは延長し、又は紙入札に変更する等必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する場合において、町長は、第11条第2項の規定による決定ができないときは、くじを引かせて落札者又は落札候補者を決定するものとする。
(その他)

第14条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知する入札執行分について適用する。

附 則 (平成28年11月11日告示第152号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年4月28日告示第103号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和2年3月9日告示第24号)

この告示は、公表の日から施行する。